

# 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改定

## 1. 改定の趣旨

平成16年の策定以後の食品安全をめぐる状況の変化や、消費者庁設置に伴う食品安全行政に係る体制の変更等に応じて、必要な改定を行う。

## 2. 経緯

平成15年7月1日	食品安全基本法施行
平成16年1月16日	基本的事項の閣議決定(現行)
平成21年9月1日	消費者庁設置 基本的事項の策定事務を内閣府から移管
平成22年3月30日	消費者基本計画(閣議決定)「所要の体制整備を図った上で基本的事項を改定」

## 3. 主要な改定事項

### (1) 食品健康影響評価に係る事項

- ・ 留意すべき要因に放射性物質を追加
- ・ 評価の手順、手法等について考え方を整理 等

### (2) 消費者庁の設置関連事項

- ・ 消費者庁を食品安全に関わる行政機関として位置づけ
- ・ 前文に「消費者安全の確保」に係る記述を付加
- ・ 他の法律に基づく措置ができない事案(いわゆるスキマ事案)について、消費者安全法に基づき措置
- ・ リスクコミュニケーションに係る関係省庁の事務の調整を消費者庁が実施
- ・ 食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が設置(食品安全担当から変更)

### (3) その他

- ・ 表示制度について、食品表示の一元化に関して検討している旨を記述

# 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項の改定のポイント

## 1. 食品健康影響評価の実施(法第11条関係)

- ・留意すべき要因に放射性物質を追加
- ・食品健康影響評価の手順及び手法等について考え方を整理

## 2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定(法第12条関係)

- ・他の法律の規定に基づく措置ができない事案(いわゆるスキマ事案)について、消費者安全法に基づき措置

## 3. 情報及び意見の交換の促進(法第13条関係)

- ・リスクコミュニケーションに係る関係省庁の事務の調整を消費者庁が実施

## 4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等(法第14条関係)

- ・食品事故に係る緊急対策本部は、内閣府特命担当大臣(消費者)が設置

## 5. 関係行政機関の相互の密接な連携(法第15条関係)

- ・関係行政機関に消費者庁を追加

## 7. 国の内外の情報の収集・整理及び活用等(法第17条関係)

- ・情報提供に当たり、迅速かつ効果的な情報媒体を用いるほか、高齢者、子ども等消費者の特性に応じたものとする

## 8. 表示制度の適切な運用の確保等(法第18条関係)

- ・食品表示の一元化に関して検討
- ・食品表示に関して監視・指導及び取締りを行う省庁に消費者庁を追加

## 9. 食品の安全性の確保に関する教育学習等(法第19条関係)

- ・関係行政機関に消費者庁を追加

## その他

- ・前文に「消費者安全の確保」に係る記述を追加
- ・これまで各省が実施した施策を踏まえ、具体的な例示として記述している取組内容を現時点のものに改定
- ・別表を削除